

包括的路施設管理（街路樹・草刈）について

1 主旨・背景

道路施設の維持管理業務は、施設の経年化に伴い要望件数が増加傾向にあり、
市の財政や職員負担が課題となっています。また、担い手となる事業者側も労働環境の変化や人材不足等の影響を受け、受注が厳しい状況が推測されます。

今後も、安定的な維持管理を継続するために、2024年度からこれまでの管理実績データを活用し、市内事業者の意見を参考にしながら新たな維持管理手法、制度の導入を検討してきました。

そこで、検討の進んだ街路樹・草刈りについて、2026年度から市内を大きく2つのエリアに分けて発注する包括的民間委託の導入を進めていきます。

2 委託概要

（1）業務内容：全体管理業務、植栽管理業務、街路樹診断業務

※要望、通報、相談の窓口は、従来通り町田市が行います。

（2）対象範囲：町田市内全域南北2地区に分けて発注します。

（3）性能規定：最終的に達成すべき成果や性能基準を設定します。

（4）参加資格：市内業者を中心とした共同事業体とします。

①本店又は営業所等が、町田市又は隣接する市内に所在

②共同事業体を構成する企業は4社以上10社以内とし、3社以上かつ5割以上を町田市内に本店又は営業所等がある業者とします。

（5）契約期間：債務負担による5年の長期契約とします。

3 包括的民間委託のメリット

【市民のメリット】

- ・市が受け付ける要望を事業者と共有・分析することで、類似案件の予防保全の対応が促進されます。
- ・事業者の創意工夫による品質の向上が期待でき、より良いサービスが提供されます。
- ・性能規定に要望対応までの時間的要件を定め、迅速な対応が図れます。
- ・市内事業者が中心となって5年間継続管理するため、地域のニーズに対応した地域密着型の管理が可能となります。

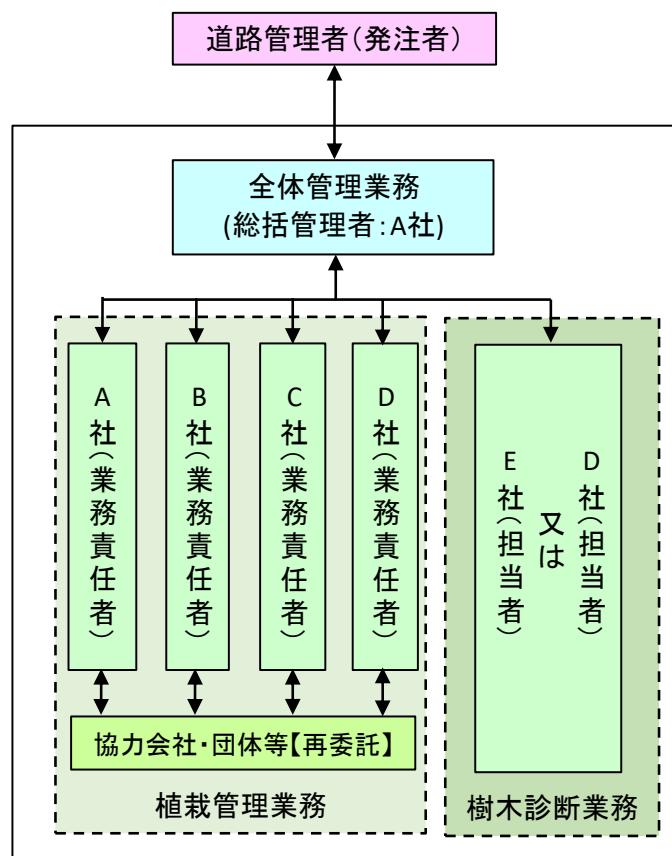
【市のメリット】

- ・エリアごとに包括的に事業者が管理することで、職員の業務負担の軽減、事業費の抑制、平準化につながります。

【事業者のメリット】

- ・長期契約及び複数社が連携することで、雇用の安定、人材の融通が可能になります。
- ・包括的に事業を行うことで業務の裁量の幅が広がり、創意工夫を活かす機会が増えます。

【実施体制のイメージ】



4 今後のスケジュール

2026年1月上旬～3月上旬	プロポーザルの公募開始～評価～業者選定
3月中旬	仕様内容の調整～契約内容の確定
4月1日	契約締結、履行開始